

## 矢作ダム堰堤改良技術検討委員会資料の公表について

個々の対策（工法）の特許に関わる事項、個人のプライバシーに関わる事項で公表により個人又は法人に不利益を与える恐れがある場合、又は特定の野生生物の保護に著しい支障が及ぶと認められる場合などは、その一部または全部を非公開とした。

また公表されていない事業計画、予算に関する記述についても、行政的な見地から非公開とした。